（求償権の行使時の書面の交付等）

第十九条　家賃債務保証業者は、賃借人又はその保証人（第二十一条において「賃借人等」という。）に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、これらに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二　当該書面若しくは電磁的記録を送付する者の氏名又は部署の名称

三　保証委託契約の契約年月日

四　求償権の額及びその内訳

2　前項に定めるもののほか、家賃債務保証業者は、求償権を行使するに当たり、相手方の請求があったときは、当該家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び当該求償権に基づく債権の回収を行う者の氏名を、その相手方に明らかにしなければならない。

（帳簿の備付け等）

第二十条　家賃債務保証業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において同じ。）を備え付け、保証委託契約を締結した賃借人ごとに保証契約について契約年月日、保証期間、当該保証契約に基づき弁済した金額を記載し、当該保証契約の終了の日から起算して三月を経過する日までの間、保存しなければならない。

（帳簿の閲覧等の請求）

第二十一条　賃借人等又は賃借人等であった者は、家賃債務保証業者に対し、前条の帳簿（これらの者の利害に関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、家賃債務保証業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

（標識の掲示）

第二十二条　家賃債務保証業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第八号による標識を掲げなければならない。

2　第三条第一項の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

（求償権の譲渡の規制等）

第二十三条　家賃債務保証業者は、求償権を他人に譲渡するに当たっては、当該求償権に基づく債権の債務者に対し、次に掲げる事項を、書面又は電磁的記録により通知しなければならない。

一　求償権を譲り受ける者及び当該求償権に係る保証委託契約を締結した家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名及び住所

二　求償権の譲渡年月日

三　当該求償権に係る保証委託契約の締結年月日

四　譲渡する求償権の額及びその内訳

五　違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容

2　家賃債務保証業者は、求償権の譲渡又は求償権に基づく債権の回収の委託（以下この項において「求償権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者（以下この項において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは債権回収制限者であると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき、又は当該求償権譲渡等の後、債権回収制限者が当該求償権について求償権譲渡等を受けることを知り、若しくは受けると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該求償権譲渡等をしてはならない。

一　暴力団員等

二　暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の役員、従業者その他の構成員

三　求償権に基づく債権の回収に当たり、刑法又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

（分別管理）

第二十四条　家賃債務保証業者は、賃貸人に支払うべき家賃その他の金銭を賃借人から受領した場合には、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（国土交通大臣への報告）

第二十五条　家賃債務保証業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財産の管理状況を別記様式第九号により、国土交通大臣に報告しなければならない。

第四章　監督

（報告又は資料の提出）

第二十六条　国土交通大臣は、家賃債務保証業の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、家賃債務保証業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（指導等）

第二十七条　国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家賃債務保証業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一　第十条から第十二条まで及び第十四条から第二十四条までの規定に違反したとき。

二　業務に関し、賃借人その他の者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

三　業務に関し、公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。

四　業務に関し他の法令に違反し、家賃債務保証業者として不適当であると認められるとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定による指導、助言及び勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し）

第二十八条　国土交通大臣は、家賃債務保証業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第三条第一項の登録を取り消すものとする。

一　第六条第一項第一号若しくは第四号から第十四号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二　不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

三　正当な理由なく第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第十三条の規定に違反したとき。

五　正当な理由なく第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第二十六条の規定による国土交通大臣の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による指導、助言及び勧告に従わなかったとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

3　第六条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しがあった場合について準用する。

（登録の抹消）

第二十九条　国土交通大臣は、家賃債務保証業者について第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

第五章　雑則

（権限の委任）

第三十条　この規程に規定する国土交通大臣の権限は、家賃債務保証業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任することができる。

2　第二十六条及び第二十七条に掲げる権限で家賃債務保証業者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十五日から施行する。